

吹田市立総合福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

現在、総合福祉会館の母子福祉センターで行っている母子福祉相談は、件数自体が少なく、また、同センターのみで問題解決を図ることが困難であり、市役所本庁舎と総合福祉会館の距離も近いことから、子育て給付課で引き継ぐケースもあるという状況です。

令和2年(2020年)4月に予定している中核市移行に伴い、大阪府が実施しているひとり親家庭への支援に関する事務が移譲されることから、現在、市が行っている相談事業や就労支援事業などとの整理・統合を進め、ひとり親家庭への支援事業の再構築を行う予定であり、ひとり親家庭への支援を行う行政窓口についても、市民にわかりやすいワンストップサービスで行うこととし、その実施場所を見直すものです。

2 条例の一部改正の主な内容

(1) 施設及び事業について

総合福祉会館に設置している母子福祉センターを廃止し、これに伴い、母子相談、技能習得事業等を行わないこととします。

※ ひとり親家庭の相談窓口を市役所本庁舎の子育て給付課に集約し、相談事業や技能習得事業を含めた就労支援事業を一元的に実施するものです。

(2) 今後について

母子福祉センターの廃止後も、ひとり親家庭の方は、引き続き、総合福祉会館の施設を無料で利用できることとします。

※ 条例中の「母子家庭」の表記を「ひとり親家庭」に改正する規定整備を行います。

3 施行予定日

令和2年(2020年)4月1日

4 吹田市民の意見の提出に関する条例に基づく意見提出手続

(1) 意見提出期間 令和元年(2019年)7月1日～令和元年(2019年)7月31日

(2) 意見提出件数 0件